

議案第90号

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 生活保護法による保護の基準等の改正に伴う利用料金の減免に関する経過措置を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

世田谷区自転車条例（昭和59年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第25条の2各号中「とき。」を「とき」に改める。

付則第5項を削る。

### 附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。